

日本における国際裁判管轄の基本原則

野村美明*

1. はじめに

国際裁判管轄とは、各国がどのような民事事件にその裁判権を行使できるかの問題である。国家の裁判権に対しては、裁判権免除や外交免除¹の場合を除き、一般国際法（国際慣習法²）上の制約はない。しかし、緊急管轄の場合を除き、全く関係のない事件に裁判権を行使するのは過剰管轄となり、国際法上他国に対抗できないと考えられる。以上の他、裁判権に対しては特別慣習法および国内法上の制約が存在する。以下では日本法（日本について効力を有する条約を含む）上の裁判権に対する制約について整理して、国際裁判管轄の基本原則を明らかにしたい。

2. 一般国際法上の制約

外国国家の裁判権免除は一般国際法として認められている。最高裁は平成14年の横田基地夜間飛行差止等請求事件判決³において、「外国国家の主権的行為については、民事裁判権が免除される旨の国際慣習法の存在を引き続き肯認することができるというべきである。」と判示した。これに対して、平成18年のパキスタン政府主権免除否定事件判決⁴は、「外国国家は、その私法的不いし業務管理的な行為については、我が国による民事裁判権の行使が当該外国国家の主権を侵害するおそ

れがあるなど特段の事情がない限り、我が国の民事裁判権から免除されない」として、最高裁が制限免除主義を採用することを明らかにした。

制限免除主義はいまだ一般国際法とは認められていないので⁵、裁判権に関する国内法としての国際民事訴訟法のルールであるといえる。

3. 特別国際法上の制約

日本は国際裁判管轄に関する一般的な条約⁶は締結していないが、日本に効力を有する多国間または二国間条約には個別の権利についての国際裁判管轄規定が見られる。

1929年にワルソーで署名された国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約⁷（ワルソー条約）28条1項は、国際航空「運送人の責任に関する訴は、原告の選択により、いずれか一の締約国の領域において、①運送人の住所地、②主たる営業所所在地、③契約を締結した営業所の所在地、または④到達地の裁判所に提起しなければならない」と規定している。

ワルソー条約28条1項は、民事上の責任に関する訴訟について、国際民事訴訟法的⁸な観点から裁判管轄を各国に配分する国際裁判管轄規定といえる。ここで注目すべきは、28条1項は国際裁判管轄規定であると同時に国内土地管轄規定という性格を与えられていることである⁹。すなわち、ワルソー条約28条1項は、国際裁判管轄と同時に国内土

* 大阪大学大学院国際公共政策研究科教授

地管轄を定める二重機能型の規定であるといえる。なお、1999年のモンリオール条約¹⁰ 33条1項も同じである。ただし同条2項は一定の場合に旅客の恒常的居住地に管轄を認めていることに注意すべきである。

1992年の油による汚染損害についての民事責任に関する条約¹¹（1992年責任条約）9条1は、賠償請求の訴えは、汚染損害が発生したかまたは損害防止措置がとられた締約国の裁判所にのみ提起することができる規定とする。続いて同条2で、各締約国が「自国の裁判所が1に規定する訴えについての管轄権を有するようにする」ことを義務付けている。これを受けて日本の船舶油濁損害賠償保障法¹²11条は、タンカー所有者に対する訴えは、他の法律により管轄裁判所が定められていないときは、最高裁判所が定める地の裁判所に管轄に属すると規定する。

1992年責任条約はさらに10条で外国判決の承認執行について定め、これを受けて油濁損害賠償保障法12条が、①判決の詐欺取得の場合、または②訴訟開始の呼び出し等の送達を受けず、かつ、意見陳述の公平な機会が与えられなかった場合の二つの場合を除き、外国判決の効力を認めている。このような条約は、汚染損害責任に関する権利の創設から最終的な権利実現まで、国際的な実効性をはかるシステムを用意したものとして注目される。

最後に、二国間条約の例として、日韓大陸棚南部共同開発協定¹³がある。日韓大陸棚南部共同開発協定は、裁判権、国際裁判管轄および国内土地管轄につき、特色のある定め方をしている。この協定は、国家の領域外にある大陸棚についていずれの国が資源探査・開発を内容とする主権的権利を行使するかについて、境界確定ができなかったため、主権的権利の問題を棚上げにして、共同開発の方式のみを定めたものである。

協定21条1項は、共同開発区域における探査採掘によって、いずれかの国の国民また

は居住者が損害を受けた場合は、損害賠償請求の訴えを、(a)損害発生地の領域国の裁判所、(b)被害者の居住している国の裁判所、(c)損害の原因となった事故発生の小区域において操業管理者たる開発権者を認可した国の裁判所のいずれかに提起することができると規定する。1項の三つの裁判所のうち、(a)はいずれかの国の領域で損害が発生した場合、(c)は損害の原因が共同開発区域の小区域で生じた場合の規定であるが、(b)の被害者の居住する国の裁判所に国際裁判管轄を認めたのは異例のことである。開発権者が韓国の者であって、損害は必ずしも日本の領海内に及ばず、公海における日本の漁業が損害を受けた場合などに、この規定の意味があるという指摘がある¹⁴。

この協定を受けた日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法¹⁵（特別措置法）40条は、共同開発区域における天然資源の探査又は採掘により生ずる損害の賠償の訴えは、原告の普通裁判籍所在地の裁判所に裁判管轄を認めている。これは、大陸棚という、権利義務の発生に関連する場所の特殊性から、主に被害者保護の観点から国際裁判管轄を定め、それにしたがって国内法で土地管轄を定めたものといえる。

以上見たように、国際裁判管轄を定める規定を有する条約にも、様々な規定方式がある。多国間条約は大体において、国際的に統一の必要な個別的権利毎に、その権利の性格に応じて管轄の規定方式を定めている¹⁶。このなかには、①ワルソー条約28条1項やモンリオール条約1項のように国際裁判管轄と国内土地管轄を同時に定める二重機能型のもの、②民事責任条約9条のように、条約では国際裁判管轄を定め、土地管轄については別途国内法で設定させるものがある¹⁷。日韓大陸棚南部共同開発協定は、開発事業から生じる損害賠償請求について条約で国際裁判管轄を定

め国内法で土地管轄を規定するものであり、②型に属するといえる。

4. 国内法上の制約

次に、国内法としての国際民事訴訟法は一般的な国際裁判管轄に関する明文のルールがないと言われ、最近では最高裁判所の判例による条理解釈によるルールの発展が見られる。

(1) マレーシア航空事件判決

最高裁の昭和56年のマレーシア航空事件判決¹⁸は、財産事件における国際裁判管轄ルールの解釈を最初に明らかにしたものとして重要である。

マレーシア航空事件判決は、まず第1に裁判権に関する一般論を次のように展開する。①「本来国の裁判権は主権の一作用としてされるものであり、裁判権の及ぶ範囲は原則として主権の及ぶ範囲と同一であるから、被告が外国に本店を有する外国法人である場合はその法人が進んで服する場合のほか日本の裁判権は及ばないのが原則である」といい、②「しかしながら、その例外として、わが国の領土の一部である土地に関する事件その他被告がわが国と何らかの法的関連を有する事件については、被告の国籍、所在のいかんを問わず、その者をわが国の裁判権に服させるのを相当とする場合」があるという。

以上の①および②の説明は、民事訴訟法学という民事裁判権の人的範囲と物的範囲の区別¹⁹に対応する。ただ、学説上は、裁判権の物的制約を「国家は相互に他国の裁判権行使を尊重するとともに、自国に人的物的に何ら関係のない事件について無益な裁判権の行使は避けるのは当然である」（平仮名書きおよび傍点は筆者）と正当化するのに対して、判決では被告と日本との法的関連を強調するものとなっている。外国航空会社に関する国際裁判管轄が争われていた判決の事案からは致し方がないと思われるが、この判決は「裁判

所と被告との関連性」を重視する。

第2に、マレーシア航空事件判決では、上記②という例外の範囲は国際裁判管轄の問題として説明される。すなわち、③「この例外的扱いの範囲については、この点に関する国際裁判管轄を直接規定する法規もなく、また、よるべき条約も一般に承認された明確な国際法上の原則もいまだ確立していない」のが現状であるから、④「当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念により条理にしたがって決定するのが相当」である。

④の説明は、国際的な管轄配分という発想に立脚する国際私法学上の管轄配分説²⁰と同じである。管轄配分説は、国際裁判管轄規定の立法においても、解釈にあたっては、国際裁判管轄決定の基準は「裁判管轄権の場所的な分配であるという点では、一国内における各地方の裁判所間での土地管轄(特別管轄権)の決定と本質的に異なるものではない」とする認識に基づくものである。ここから、国際裁判管轄決定の基準は、「民事訴訟法一般の理念たる適正・公平かつ能率的な裁判の運営」であるとされ、これが成文規定の欠缺を補う「条理」として機能させられる²¹。もっとも、具体的判断基準については、国内土地管轄の分配と「本質的に同一の法則」により、これを類推しつつ、「国内社会と国際社会の社会的条件の差異に対する配慮、すなわち国際的考慮」による修正を加えるとされたので²²、この部分は修正類推説と呼ばれる²³。

第3に、最高裁のマレーシア航空事件判決は、国際裁判管轄規定の具体的な導き方を次のように示す。⑤「わが民法の国内の土地管轄に関する規定、たとえば、・・・その他民法の規定する裁判籍のいずれかがわが国にあるときは、被告をわが国の裁判権に服させるのが右条理に適う」。

判決の⑤の部分は、わが国は裁判権の限界を自ら定める規定を有しないから、「土地管轄(裁判籍)に関する規定から逆に推知する外はない」²⁴とする逆推知説と同様のものと

理解されたが、その後の特段の事情論の発展により、修正逆推知説²⁵と呼ばれることになる。

(2) 特段の事情論

最高裁は平成9年のドイツ居住日本人に対する預託金請求事件²⁶において、下級審の裁判例の有力な潮流となっていた特段の事情論を採用した。最高裁は、「我が国の民訴法の規定する裁判籍のいずれかが我が国内にあるときは、原則として、我が国の裁判所に提起された訴訟事件につき、被告を我が国の裁判権に服させるのが相当であるが、我が国で裁判を行うことが当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反する特段の事情があると認められる場合には、我が国の国際裁判管轄を否定すべきである。」とし、特段の事情の存在を認めて国際裁判管轄を否定した。

その後、ウルトラマン事件最高裁判決²⁷は、原審が不法行為および客観的併合に基づく国際裁判管轄を否定し、いずれにしても特段の事情ありとして管轄を否定（訴え却下）したのに対して、いずれの原因に基づく国際裁判管轄も認め、さらに日本の国際裁判管轄を否定すべき特段の事情もないとして、原審判決を破棄した。この判決は、同一被告に対する客観的併合（併合請求の裁判籍）に基づく国際裁判管轄²⁸についても、次のような重要な判示を含んでいる。

「ある管轄原因により我が国の裁判所の国際裁判管轄が肯定される請求の当事者間における他の請求につき、民訴法の併合請求の裁判籍の規定（民訴法7条本文、旧民訴法21条）に依拠して我が国の裁判所の国際裁判管轄を肯定するためには、両請求間に密接な関係が認められることを要すると解するのが相当である。けだし、同一当事者間のある請求について我が国の裁判所の国際裁判管轄が肯定されるとしても、これと密接な関係のない請求を併合することは、国際社会における裁

判機能の合理的な分配の観点からみて相当ではなく、また、これにより裁判が複雑長期化するおそれがあるからである。」

ウルトラマン事件最高裁判決の併合請求に関する判示部分は、民訴法の併合請求の裁判籍が日本にあれば原則として日本に国際裁判管轄が認められるという特段の事情論の方法を採らず、「国際社会における裁判機能の合理的な分配の観点から」、請求間の密接関係性を要件としている。この点を、新たな国際裁判管轄ルールを導いたものとして、修正類推説の手法を取り入れたと評価する見解がある²⁹。

(3) 管轄配分説の拡張

最高裁は、昭和39年の大法廷判決で、離婚の国際裁判管轄権も被告の住所が日本にあることを原則とすべきであるとしながら、次のような場合には例外的に国際裁判管轄を認めるべきだとした。

「原告が遺棄された場合、被告が行方不明である場合その他これに準ずる場合においても、いたずらにこの原則に膠着し、被告の住所がわが国になれば、原告の住所がわが国に存していても、なお、わが国に離婚の国際的裁判管轄権が認められないとすることは、わが国に住所を有する外国人で、わが国の法律によつても離婚の請求権を有すべき者の身分関係に十分な保護を与えないこととなり（法例一六条但書参照）、国際私法生活における正義公平の理念にもとる結果を招来することとなる。³⁰」

これに対して、最高裁は、平成8年の日本に居住する日本人のドイツに居住するドイツ人に対する離婚請求事件判決³¹において、日本に例外的に国際裁判管轄を認めるべき場合かどうかは、条理によって決定すべきだとした。

「しかし、被告が我が国に住所を有しない場合であっても、原告の住所その他の要素から離婚請求と我が国との関連性が認められ、

我が国の管轄を肯定すべき場合のあることは、否定し得ないところであり、どのような場合に我が国の管轄を肯定すべきかについては、国際裁判管轄に関する法律の定めがなく、国際的慣習法の成熟も十分とは言い難いため、当事者間の公平や裁判の適正・迅速の理念により条理に従って決定するのが相当である。」

これは、最高裁が、離婚の国際裁判管轄についても財産事件と同様に管轄配分説の考え方にしたがうことを明らかにしたものといえる。

5. まとめ

裁判権に対する一般国際法上または特別国際法上の制約がない場合には、日本の国際裁判管轄は条理によって決定される。具体的には、民訴法の規定する裁判籍のいずれかが国内にあるときは原則として日本の国際裁判管轄は認められるべきであるが、日本で裁判を行うことが当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反する特段の事情があると認められる場合には、日本の国際裁判管轄を否定すべきであるとされる。

離婚の国際裁判管轄について、平成8年最高裁判例が「当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念により条理に従って決定する」との一般原則を採用したことにより、当事者と法廷地との関連を条理に照らして判断するという枠組みは、日本の国際裁判管轄の一般原則となったといえる。

このような日本の学説・判例の傾向は、他に特別の定めがない限り、土地管轄規定が国際裁判管轄規則の機能をも果たすとするドイツ的二重機能説とは異なる。また、前述した逆推知説とも異なる。むしろ、州のロング・アーム法上の管轄原因が存在しても、連邦憲法のデュー・プロセス条項に基づく合理の原則 (principle of reasonableness) によって州の裁判権行使を制限する米国判例法に近い³²。また、国家法によって定められた裁判権行使

の範囲を、特段の事情の判断を通じた裁判所の解釈によって縮減することを認めるのは、管轄法理に米国法上のフォーラム・ノン・コンヴィニエンスの法理と同様³³の柔軟性をもたらししている³⁴。

注

- 1 外交関係に関するウィーン条約（昭和39年6月26日条約第14号）31条参照。
- 2 外交関係に関するウィーン条約のように、成文化されたものを含む。
- 3 最判平成14年4月12日民集56巻4号729頁。
- 4 最判平成18年7月21日裁判所時報1416号8頁。
- 5 前掲注（4）最判平成18年7月21日参照。
- 6 ハーグ国際私法会議における民事及び商事に関する裁判管轄権および外国判決に関する包括的な条約を作成するプロジェクトは頓挫した。米国法と大陸法の対立点については、野村美明「米国の裁判管轄ルールからみたハーグ管轄判決条約案と日本の立場」国際私法学会編『国際私法年報』（信山社、第4号、2003年）214頁以下参照。
- 7 昭和28年8月18日条約第17号。
- 8 国際民事訴訟法の国際法上の法源といえる。
- 9 原茂太一「ワルソー条約における裁判管轄権について」空法26号51頁以下、56頁（1985年）参照。
- 10 1999年5月28日モンリオールで署名された国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約（平成15年10月29日条約第6号）。
- 11 1969年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する1992年の議定書（平成7年9月19日条約第18号）。
- 12 昭和50年12月27日法律第95号。
- 13 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定（1974年1月31日ソウルで署名）。
- 14 小田滋「日韓大陸棚協定の縮結」ジュリスト559号（昭和49年）、同『海洋法研究』（有斐閣、1975年）174頁参照。
- 15 昭和53年6月21日法律第81号。
- 16 高桑昭「民事手続法に関する多数国間条約」澤木敬郎＝青山善充編『国際民事訴訟法の理論』（有斐閣、1987年）493頁以下、500頁参照。
- 17 その他にも、1992年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条

- 約（1992年基金条約）（平成7年9月19日条約第19号）7条，1996年の議定書によって改正された1976年の海事債権についての責任の制限に関する条約（平成18年5月8日条約第4号）11条の例があるが，ここでは触れない。奥田安弘「油による海洋汚染についての管轄権」及び同「責任制限手続の管轄権」高桑昭＝道垣内正人編『新・裁判実務大系第3巻 国際民事訴訟法（財産法関係）』（青林書院，2002年）118頁以下，123頁以下参照。
- 18 最判昭和56年10月16日民集35巻7号1224頁。
- 19 中野貞一郎＝松浦馨＝鈴木正裕編『新民事訴訟法講義（第2版補訂版）』（有斐閣，2006年）65～67頁，兼子一『民事訴訟法体系新修』（酒井書店，増訂版，1965年）65～67頁参照。
- 20 池原季雄「国際的裁判管轄権」鈴木忠一＝三ヶ月章監『新・実務民事訴訟講座七 国際民事訴訟・会社訴訟』（日本評論社，1982年）3頁以下，13～14頁参照。
- 21 池原・前掲注（20）15～16頁参照。
- 22 池原・前掲注（20）19頁参照。
- 23 木棚照一＝松岡博＝渡辺惺之『国際私法概論〔第4版〕』（渡辺惺之）（有斐閣，2005年）258頁参照。
- 24 兼子・前掲注（19）66頁参照。
- 25 木棚ほか・前掲注（23）259頁参照。
- 26 最判平成9年11月11日民集51巻10号4055頁。野村美明「日本法人がドイツに居住する日本人に対して契約上の金銭債務の履行を求める訴訟につき日本の国際裁判管轄が否定された事例」私法判例リマークス18号〔1999年上〕160頁以下参照。
- 27 最判平成13年6月8日（著作権確認等請求事件）民集55巻4号727頁。
- 28 関連請求の裁判管轄については，木棚ほか・前掲注（23）268～271頁のほか，渡辺惺之「判例に見る共同訴訟の国際裁判管轄」『大阪大学法学部創立50周年記念論文集』8頁以下（2002年），櫻田嘉章「主観的併合による管轄権」高桑ほか・前掲注（17）127頁以下参照。
- 29 木棚ほか・前掲注（23）260頁参照。
- 30 最大判昭和39年3月25日民集18巻3号486頁。
- 31 最判平成8年6月24日民集50巻7号1451頁。
- 32 野村美明「日米裁判管轄法理の比較枠組み」阪大法学52巻3・4号647頁以下（2002年），道垣内正人「国際裁判管轄」高桑ほか・前掲注（17）40頁以下，50～51頁参照。
- 33 日本法では裁判所の解釈によって特段の事情が認められれば裁判管轄を否定するのに対して，米国のフォーラム・ノン・コンヴィニエンスの法理では裁判権行使の適法性を前提として裁判所の裁量により裁判権行使を差し控えるところが異なる。
- 34 野村・前掲注（32）661～662頁参照。